東京府代用兒童研究所開設

東京府社會課嘱託武田」具量

化院へ送つて居りました。京府の掛りの者がしらべて、適當と思つた子供を感京府の掛りの者がしらべて、適當と思つた子供を感る調書に依つて、大體其の子供の經歷や性行を、東警察所、區役所、市町村長の入院具申書についてる、大正六年迄は、感化院へ兒童を入院させる時には、大正六年迄は、感化院へ兒童を入院させる時には、

などの上に、非常な不便を感じたここが多くなりまて來ますので、從つて、感化に於ける敎育、取扱ひや精神病の疑ひのある兒童などが、まざつて入院しかう云ふ方法で入院させた場合に、精神薄弱兒童

す。

て、一週一囘、東京市の兒童保護所に於て、鑑別委郎氏に、擔任して頂いて居ります。)なるものを設け井董氏に、兒童心理一般を御覽下さるのは高島平三して頂き、精神病兒童の方には警視廳技師醫學士松して居られる瀧の川學園の石井亮一氏にこれを擔任委員(精神薄弱兒童の識別には、多年其の方の研究を委員(精神薄弱兒童の識別には、多年其の方の研究を

化院へ入院させる事に致しました。するや否やを識別した上で、適當と認めた兒童を感員會を開きまして、心身の兩方面から、異常性を有

出席、 的環 きの勤め振り、 まして、其の家庭に於ける生活狀態が學校の成績、 狀態を觀察するだけでは、不充分な事は勿論 然しながら、見童を理解する爲には、 境の經過と現狀とを、 素行の狀態、 、住居、 職業に就いてゐる子供は就職 其他友人、親類等、 詳細に知る必要が 單に 物的及心 で 心 あり

た兒童や、親類、知己から顧みられぬ兒童、虐待さら、小學校の長期缺席から、浮浪及び不良性を持つを必要さ認められた兒童に限らず、幼乳兒の保護か合せて三十一名)。この保護員は、單に感化院に入院ふものを置く事になりました。(兒童保護員は、男女ふ必要上、大正九年四月に、東京府兒童保護員と云かう云ふ事の調査を、一人 (~の兒童に就いて行

n められ てゐる兒童等、 る兒童の 狀況 すべて、 の調査と、 社會的 保護方法の に保護を必要ご認 考案及び

の實行をする事を職業として居ります。 是等の見童の保護 上に、 精神及び身體の狀態 を知

を觀察するのに、 研究者と見童は全然別所に居住し. 居りましたのが、 る必要がある子供が 是等の見童を審査するのに、 ことさらに不便を感じて居りまし 其の設備が不充分であるに 日を逐うて増加して参りまし 鑑別會を利用して 兒童當時の狀態 加 へて

ます。

この い點に かんがみる所があつて、大正十年度に 郇 72

所は、 ち舊臘十二月)、 定を致します。 必要のある時は、新しく附設した收容所に收容して、 さしめて、 童研究所を新設する事に致しました。 護者の申出に依りて、 申込の順によりて、 東京府 もし兒童當時の狀態を詳 は、 瀧の川學園で協議し、 無料で見童の 定められた調査 この見童研 細 ï 精 調 をな べる 神 兒 鑑 究

け 石井亮一氏が主さして其の研究に從事される事に つて居ります。 最も適當な保護施設に收容を紹介し、或ひは、 かうして研究した結果、 定つた子供は、 出來るだ

> 最も合理的と考へられる保護 見童の 保護 教養に關 **—** (22) —

係 あ 3

細な項目にあたつてするか、二三の例 の方法をお話して、 左に兒童に 研究 關する調 の結果、 御参考に供する事と致して居り 査をする時 1 は、 をお 如 何 話して見 な 3 詳

ます。

方々に、 庭

の人、

學校

0)

先生等、

ないか、 「兒童の家庭教育に關する兩親の 兒童の身體に關して醫者等に相談したことは あれば内容如何 態度」の 調

愛偏憎の癖は 其の處置に手後したど氣付いたこさはな 兒童に對して片身うらみのことはない 兒童が重い病氣、怪我等をしたことは ない か。 v ゕ ない か、 か 偏

ないか 四 **兒童に對して八つ當り的のことをしたことは**

年上の者 兒童の發育中に他の兒童の發育と異て居 か、 其 0 時 は 如 何云 ž 風に接待する か るさ

13

見童の所

へ友人が遊

びに來るか、年下の者

思ふ點に氣が 兒童が物をねだつた時其れが出來ない時に如 付いたこさは ないか、 其の内

ふ風 E 取 扱 った か。

子供を叱る時に如何んな仕方をするか 兒童が虚偽を構へた時如何に其れを指導をす

活動寫眞、寄席、芝居等に小供をつれて行

の時の處置如何

見童に向つて教師の蔭口を云つたことは

15

二一、兒童が

教師の蔭口を云ふことはな

ţ'n

か、

其

見重の出席狀況、

操行、

成績をしらべに行

學校の父兄會に出席するか、

つたか。

業時間

)間ご終業時間に不調和なここはなかつたか、七、學校へ出かける時、學校より歸る時が、

其始

使用せしめたことはない

か。

二九、兒童と兩親

(兒童の) どは食を共にする

兒童と父母が一所に居る時、

の時の處置如何素時間と終業時間に

學校の時間割をしらべてゐるか、

3

カコ

指導するか

共

日誌を付けさせるか、 學校の始まる時間、

何時

頭から。

事時間は定めてあるか。

二六、起牀、就牀をどんな風に定めて居

るか、

食

二七、兒童の復習豫習の時間をきめてをくか、如

終る時間をしらべてあ

何んな風に。

二八、見童の

復習豫習

 \bar{o}

時 間

他の用事

0)

tz

3

があるか

一四、兒童の學校用品の始末に付て如何云ふ風に

なもの)。

五、

、放課後兒童に何か仕事をさせるか

(內職

的

毎日きくか。

二四、兒童の歸宅後、

其の日學んだことの大體を

一三、兒童を他の用事のために學校を休ませたこ

何云ふ風に取扱つた

か、

付て他に相談したことがあ

3

か

一二、成績の善かつた時、惡かつた時、兒童を如

か。

一一、學校へ行く様になつてから敎育上の指導に

いか。

二三、兒童をきびしくそだてたか、

甘くそだてた

其の後其の内容を指導する

- (23) -

如何んな話題

を主に選 ž かっ

兒童に小使錢を渡すか、 特別 73 時 カ? 毎

・2子膏5t5m。三四、兒童に家事の手傳をさせるか、三三、貯金をさせるか、何時頃から、三二、小使錢の用途を尋ねるか。

分を分擔させ る か。

三五 將來兒童を何にしようと思ふか。

か。

三、何か宗敎若は修身道德上の話のある古二、刑事問題に觸れたことはないか。一、非常に重い病氣に罹つたことはない、兩親の過去に關する調査 時 E | 参列

したことあるか。

職業を代へたことはないか、其の期間及び初婚か、再婚ならば先妻と別れた時の事情。結婚前後の職業は何か。

住所 の變遷 殊に上京し たならば、 其 0) 時

上京後 妊娠 中に何か變つた の方針。 事 があつて心配 したこと 機

一〇、受胎 期に酒を飲

H

一一、妊娠中も仕事 たか。 を 續ん け 12

出產

期

何 ヶ月

から仕事を休んだ 一二、兩親は あ るか、なけ n ば

何

時 離

n

12

如何なる

は居たか。 一五、兩親さは和合してゐたか、其の時旣に子供一四、兩親さ別れた時の事情はどんなか。一三、兩親の下で何歲迄育つたか。

現在の家庭狀況に關する兩親の意見一八、隣人同志の間は圓滿に行つてゐるか。一九、主人に仕へたことがあるか、其の間は如何一九、主人に仕へたことがあるか、其の間は如何一大、及人はあるか、長く交際してゐるか。

二、兩親(子供の)は今の家庭狀況に一、家庭の事で非常に必配なことは 見

か、否らずんば如何風になればよいと ï 思滿な 心ふか、其のはいか。

實現方法は如何す ればよ b と思 忞 カコ

んな遊びか。 三、家内揃つて遊ぶ様なこさを度々するか、 何

家族として互 ひに守るべき約 東が あ

長期缺席兒童及び中途退學兒に關する特別調 見童の身體 に何 の異狀があるか、 あれば其

其の内容。 見童の精神發達狀態に異常が ある か、 あ ñ ば

あれば其の内容。 何か校友と一致し 難い様な性質を有する

學校で不都合な行為でもあるか、 あれば其 0)

うか長く缺席する 前項の場合の主なる理 長缺席又は中途退學を始めた前の出席振 か、 短 時 でく休 由 |如何。 むか はど

家計狀況の内容如何 家計狀況は兒童を學校に出せぬ程度である カコ

學校を退~時の直接理由は何か。 長缺、又は中退を始めた時 の期節 は 何 時頃か。

一〇、他の子供の一般に有する品物で があるか。 何 か 缺 V 72

一一、家庭に病人が あるか、 あれば何誰 で かっ な

> 學校 へ通つてをる時 0 服装等に 他 の兒童

非常に劣つてをる様なことは 一三、職業を如何なる方針で選んだか、 めた理由。 ない ゕ

現在

Ó

の

業を適當と認 ならば何時に出て何時 職業 E は 通 ふの 1 か、 か へる **さまりこみか、**

通

Ž,

童の通學に付ては 職業に 付ける時 如何 に何か條件が **あった** か、

に付ての家庭態度如何。 六、兒童の 通學に付て條件付のとき、 其の履

に奬勵したか。 兒童の通學中に保護者は通學を如何なる

兒童を通學させるのに世話がやけるか。